平成30年度

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会 次 第

日時:平成31年2月1日(金)

午後2時から

場所:新潟市役所本館 3階 対策室

- 1 開 会
- 2 市民生活部長あいさつ
- 3 議 事
- (1) 平成30年の新潟市犯罪発生状況
- (2) 第4次推進計画における数値目標の達成状況
- (3) 第4次推進計画の取り組み状況と重点取り組み事例
- (4) 第5次推進計画(案) について
- 4 その他
- 5 閉 会

< 配布資料 >

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会名簿 座席表

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会規則

資料1 新潟市犯罪発生状況(平成30年中、暫定値)

資料2 第4次推進計画における数値目標の達成状況

資料3 第4次推進計画取組状況

資料4-1 第5次推進計画(案)

資料4-2 パブリックコメント結果

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会名簿

No.	和北非のない安心・安全なまちづくり 犯罪のない安心・安全なまちづくり 推進協議会規則規定条項		氏 名	肩 書	就任年度	就任期間(委嘱期間の合計)
1	第1号委員	学識経験のある者	さいき えつお 斉 木 悦 男	弁護士	H25年度	平成25年4月1日~平成31年3月31日
2	第2号委員	住民の意見を代表する者	わかつき のりこ 若 月 則 子	北区自治協議会委員	H27年度	平成27年4月1日~平成31年3月31日
3	第2号委員	住民の意見を代表する者	わたなべ じゅんこ 渡 辺 順 子	東区自治協議会委員	H27年度	平成27年4月1日~平成31年3月31日
4	第2号委員	住民の意見を代表する者	ごとう ちえ 後 藤 知 恵	中央区自治協議会委員	H29年度	平成29年4月1日~平成31年3月31日
5	第2号委員	住民の意見を代表する者	ひき ゆうこ 比 企 裕 子	江南区自治協議会委員	H25年度	平成25年4月1日~平成31年3月31日
6	第2号委員	住民の意見を代表する者	わたなべ りつこ 渡 辺 律 子	秋葉区自治協議会委員	H29年度	平成29年4月1日~平成31年3月31日
7	第2号委員	住民の意見を代表する者	たなか ようこ 田 中 容 子	南区自治協議会委員	H28年度	平成28年9月9日~平成31年3月31日
8	第2号委員	住民の意見を代表する者	てらせ ちえ 寺 瀬 千 恵	西区自治協議会委員	H29年度	平成29年4月1日~平成31年3月31日
9	第2号委員	住民の意見を代表する者	ながい まさお 長 井 正 雄	西蒲区自治協議会委員	H29年度	平成29年4月1日~平成31年3月31日
10	第3号委員	関係団体の意見を代表する者	おおたか ともし 大 高 知 史	新潟商工会議所 理事·事務 局長	H26年度	平成26年4月1日~平成31年3月31日
11	第4号委員	防犯活動団体を代表する者	たかはし よしひろ 髙 橋 淑 浩	新潟駅前地区セーフティー ゾーン 活動委員会 会長	H29年度	平成29年4月1日~平成31年3月31日
12	第5号委員	その他市長が必要と認める者	うちき まさひろ 内 木 正 宏	新潟市小学校長会 生徒指導 部長 東青山小学校長	H29年度	平成29年4月1日~平成31年3月31日
13	第5号委員	その他市長が必要と認める者	さきょう ひであき 左 京 秀 明	新潟県警察本部 生活安全部 生活安全企画課 安全安心推 進室長	H30年度	平成30年4月1日~平成31年3月31日
14	第5号委員	その他市長が必要と認める者	こばやし あきら 小 林 章	公募委員	H29年度	平成29年4月1日~平成31年3月31日
15	第5号委員	その他市長が必要と認める者	ひろかわ まさと 廣川正人	公募委員	H29年度	平成29年4月1日~平成31年3月31日

	事 務 局									
	室長		課長	部長	副参	事				
	庁內関係課職員									
市民	生活課	市民生活課	北区	東区	中央区	江南区				
庁内関係課職員										
秋	葉区	西区	西蒲区	市民協働課	消費生活センター	学校支援課				

○新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会規則

平成19年3月30日

規則第93号

改正 平成21年3月24日規則第6号

平成25年3月25日規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市附属機関設置条例(昭和35年新潟市条例第39号)により設置された新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 住民の意見を代表する者
 - (3) 関係団体の意見を代表する者
 - (4) 防犯活動団体を代表する者
 - (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 2 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、及び会長に事故があるときは、その職務 を代行する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民生活部市民生活課において処理する。

(平21規則6・平25規則50・一部改正)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第6号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第50号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。